

事業所における自己評価結果(公表)

公表:平成 31年 2月 6日

事業所名: 児童発達支援事業所きらり児島(児童発達支援)

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		利用児が過ごしやすいよう活動場所を広くとっている。	
	②	職員の配置数は適切である	○			人員は規定を順守し運営している。現在の職員配置数で一人ひとりに細やかな支援の提供ができるよう専門性を高めることも含め質の向上に努める。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		活動ごとに活動場所を分けておりどこで何をするかわかりやすい構造にしている。	
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		各種会議で挙がった事柄を職員で共有し改善策を検討している。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			今後も改善に努める。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		平成29年度受賞。結果公表はクムレホームページやWAMネット等で公表。改善事項は法人全体・児童発達・事業所ごとに分け改善を実施している。	
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		階層別・専門別・拠点別に分け実施。また自己研鑽のための外部研修にも参加。	
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		定期的に児童発達グループで作成したアセスメントツールを使用し多面的にアセスメントし計画作成している。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		児童発達グループで作成したアセスメントツールを使用。	
	⑫	児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		多角的にアセスメントした上で発達支援・家族支援・地域支援項目を支援計画に挙げて支援提供を行っている。	
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		支援計画の確認を都度行いながら実施。	統一した支援が実施できていないことがある為職員間で支援方法を共有しながら実施する。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		職員全員で活動プログラムを年・月で検討立案。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			園で実施している活動を取り入れる等様々な活動を取り入れる。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		生活面・運動面・コミュニケーション面・社会性等を組み合わせ作成。	
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		前日までに準備し当日職員間で内容・ねらい・担当を確認している。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		毎日実施。不在職員には書面にて伝達している。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		毎日の振り返り時に支援時の様子や今後の支援方法を検討し、その内容を記録している。	
⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期のモニタリング時や毎日の振り返り時に、見直しの妥当性を話し合う時間を設けている。		
	⑳	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童発達支援管理責任者が主に参加。	
	㉑	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			

関係機関や保護者との連携	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○	児に応じて状況表や移行会議等実施している。	不十分でもあるので率先で行う。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		状況表を作成し情報共有を図っている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		児島地区の機関との連携はある。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○	園と事前に企画をして交流する機会はないが、地域の中の活動に利用児が参加することで、様々な方との交流の機会は得られている。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している	○			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			双方で利用児の状況に対する認識のズレが生じないよう、できること課題とすることを共通理解が図れるようにする。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		年2回1クールペアトレを実施。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時や変更時に説明。	
保護者への説明責任等	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		送迎時や個別懇談にて実施。	今後も個別懇談や家庭訪問時を活用し保護者の方からの悩みに共感し必要な助言を行っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		勉強会、座談会、女子会を実施。	
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や申し入れがあった場合、誰が誰に報告し、どのように対応するかマニュアルに明記し、職員に周知している。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○			
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		直接顔を合わせてお話をしたり、手紙、電話、メールなど様々な方法を用いて情報伝達を行っている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		倉敷市やクムレ独自のボランティア制度を設け利用児と地域住民と関わる機会を設けている。	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		保護者にむけて各種マニュアルの周知を行っている。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月実施	保護者にむけて実施内容の報告を行う。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		年度当初確認を行っている。てんかんがある児においては、医師から指示があった内容を把握している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		年度当初アレルギーの確認をし、給食提供児は、法人栄養士との面談後給食提供を行っている。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		起こった事柄に応じ報告書に記入。職員全体で改善策を検討し実施。改善1か月後の確認も職員全体で行っている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待や人権倫理についての研修を行い、定期的に職員の振舞いをチェックしている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		虐待対応マニュアルに身体拘束において記載しており、職員全体で確認。身体拘束を行う場合の手続きも職員に周知している。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。